

環保第648号  
令和4年5月26日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

大分県知事 広瀬勝貞

(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書に対する  
環境保全の見地からの意見について

令和4年1月14日付けで株式会社ジェイウインドから送付のあった環境影響評価方法書に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項の規定による意見について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

#### 記

#### 1 総括的事項

本事業は、熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町の行政界において稼働している風力発電機を建替える計画であり、大分県側の対象事業実施区域には風力発電機の設置はないものの、輸送ルートでの土地の改変による環境への影響が懸念される。

対象事業実施区域の一部は、阿蘇くじゅう国立公園の第3種特別地域に指定されており、希少な植物や生態系、自然環境を有する区域であるため、事業の実施に当たっては十分に配慮すること。加えて、九重町が策定している「生物多様性ここのえ戦略」にも留意すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、最新の科学的知見に基づいて予測及び評価を実施するとともに、事業計画を決定する過程における環境の保全の配慮に係わる検討の経緯及びその内容について、環境影響評価準備書(以下「準備書」という)に記載すること。

#### 2 個別的事項

##### (1) 水環境(水質)

土砂による水の濁りの影響については、近年増加傾向にある集中豪雨の降水量を考慮し、濁水発生量の予測及び評価を行うこと。

## (2) 動物、植物

ア 飛翔性動物の調査においては、既設風力発電機周辺を含む地点での調査結果を踏まえ、建替えによる風力発電機の高さや位置の変更を考慮した予測及び評価とすること。

イ 対象事業実施区域に広く分布する草原には、希少植物が多く存在する可能性が高い。

そのような植物は、傾斜地や微地形に局在することが知られているため、考慮して調査すること。

また、土地の改変に当たっては、オオハンゴンソウなどの外来種を持ち込まないよう注意すること。

## (3) 景観

九重町には自然公園が広く分布しており、対象事業実施区域周辺は景観上重要な区域である。事業の実施においては、九重町、周辺住民及び県都市・まちづくり推進課の意見を十分に考慮し、景観への影響を極力低減すること。

## (4) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の一部は、涌蓋山の登山道に選定されており、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として利用されている。そのため、工事実施期間においては、登山者の安全のために適切な仮設登山道の設置を検討すること。

## (5) 廃棄物等

対象事業実施区域のうち、大分県側輸送ルートの一部は土砂流出防備保安林であるため、県森林保全課に正確な保安林区域及び必要な手続について確認するとともに、工事における土砂流出対策について検討すること。

土地の改変においては、必要最小限の面積となるよう配慮し、適切な土砂流出防止対策及び排水処理を行うこと。また、発生した残土については極力再利用に努め、利用できないものは保安林外で処分すること。

## (6) その他

準備書の作成に当たっては、線状に広がる対象事業実施区域内の情報が確認しやすいよう、各環境要素に応じた適切な縮尺の地図を用いること。